平成 24 年 12 月 21 日

各　　位

会 社 名　株式会社多摩川ホールディングス
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　福永節也
（ＪＡＳＤＡＱ・コード６８３８）
問合せ先　執行役員経営管理部長　髙橋　功
電話番号　０４６７－７９－７０２７

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年１月 25 日に開催いたします臨時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

平成 24 年７月より新規事業として開始いたしました「太陽光発電所（メガソーラー）事業」が、事業として順調に推移しておりますので、現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして事業目的の追加及び一部文言の修正を行うものであります。

２．定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 ①～③　（記載省略） ④太陽光発電システムの輸入および販売ならびに施工 ２．（記載省略） ３．子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルタント業務 ４．子会社および関連会社の製品および部品等の販売ならびに販売支援 ５．～８．（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社または当該外国会社の事業活動の支配・管理 ①～③　（記載省略） ④太陽光による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売、太陽光に関する発電設備・システムの輸入、販売および施工ならびに太陽光発電に関するコンサルタント業務 （２）（記載省略） （削除） （削除） （３）～（６）　（条文省略） ２．当会社は、前項第(1)号①から④までに掲げ

（新設）	る業務およびこれに付帯する一切の業務を営むことを目的とする。

３．今後の日程

（１）定款変更のための臨時株主総会開催日　　平成 25 年１月 25 日

（２）定款変更の効力発生日　　平成 25 年１月 25 日

以　上